

寒 協 第 3 号

平成 31 年 4 月 4 日

寒川町まちづくり推進会議

会長 千葉 保雄 様

寒川町長 木村 俊雄



寒川町協働事業選考委員会委員の推薦について（依頼）

日頃より、町政運営につきましては格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当町では寒川町自治基本条例を平成 19 年 4 月に施行し、「町民と町が協働するまちづくり」を自治の基本理念として、町民の参加による自治運営を推進しております。

また、この条例の趣旨に沿った取り組みとして、ここで制度を改めた「寒川町みんなの協働事業提案制度」を開始いたしますが、提案された協働事業の審査や審査基準の策定などを行うために、「寒川町協働事業選考委員会」を設置いたします。

つきましては、別添「寒川町協働事業選考委員会設置要領」に基づき、貴会議から次のとおり委員をご推薦いただきたいと存じますので、別紙推薦書によりご推薦下さるようお願い申し上げます。

名 称	推薦委員数	任 期
寒川町協働事業選考委員会	3 名	平成 31 年 7 月 1 日～平成 33 年 6 月 30 日

※ 勝手ながら、推薦書は 5 月 31 日(金) までにご提出下さるようお願いいたします。

なお、委員への謝礼につきましては、些少ではございますが、年度末に記念品を進呈させていただきます予定です。

事務担当は、町民部協働文化推進課協働担当
 電話：0467-74-1111 内線 271 FAX：0467-74-9141
 e-mail：kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp

寒川町協働事業選考委員会委員の推薦書

標記委員について、次のとおり推薦します。

氏 名 ふりがな (役職等)	住 所	電話番号
会長 千葉 保雄		
副会長 杉下 由輝		
委員 中門 吉松		

※ 住所及び電話番号は、会議開催の通知等に際し連絡可能なところをご記入下さい。

※ 資料上、住所及び電話番号は割愛しております。

令和元年 5 月 29 日

(あて先) 寒 川 町 長

所属団体等 寒川町まちづくり推進会議

代 表 者 千 葉 保 雄 印

寒川町協働事業選考委員会 委員名簿

(任期：令和3年6月30日)

	選出団体等	氏名	備考
1	寒川町まちづくり推進会議		
2	寒川町まちづくり推進会議		
3	寒川町まちづくり推進会議		
4	社会福祉法人寒川町社会福祉協議会	^{たかはし} 高橋 ^{のぶ たか} 伸隆	会長
5	寒川町ボランティア連絡協議会	^{おぐろ} 小黒 ^こ スミ子	会長
6	町民（一般公募）	^{からさわ} 柄澤 ^{たかこ} 貴子	
7	企画政策課長	^{たかはし} 高橋 ^{よういち} 陽一	町職員
8	財政課長	^{きくち} 菊地 ^{たかし} 高志	町職員
9	その他町長が必要と認める者	^{しばた} 柴田 ^{はるな} 春菜	話し合いコーディネーター

◎委員長 ○副委員長

<寒川町事務局>

	協働文化推進課長	^{いけだ} 池田 ^{まさゆき} 雅之	74-1111(内線270)
	主査	^{こしはら} 越原 ^{けいすけ} 啓介	74-1111(内線271)
	主任主事	^{すずき} 鈴木 ^{まさと} 正人	74-1111(内線271)

FAX: 0467-74-9141

Eメールアドレス: kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp

寒川町みんなの協働事業提案制度 アイデアを募集します！

～私たちと町が手をつなぎ、目指せ住み良いまちづくり～



日ごろ、皆さんが地域で困っていることや、気づいたことなど、公共的な課題の解決に向けた事業を実施してみませんか。この制度は皆さんからの提案いただいた事業を、行政と皆さんが協働のパートナーとして地域の身近な課題解決に取り組むための制度です。本制度において採用された提案事業につきましては、町はその取組に対する「事業協力」の観点から、事業実施に直接要する経費を補助します。

協働とは？

「協働」とは、「寒川町自治基本条例」で、「町民と町がお互いに補完し合い、まちづくりにおいて対等の立場で協力すること。」と定義しています。協働は、協働すること自体が目的でなく、まちづくりのための手段として取り組むものです。

**ご相談は、下の期間に協働文化推進課まで
平成 31 年 4 月 8 日（月）～5 月 10 日（金）**

（平成 32 年度の補助金交付の実施は、町議会定例会で平成 32 年度予算案が可決されることが前提となります。）

1. 協働事業提案制度とは

日ごろから感じている公共的課題などに対して、町民の皆さんならではの発想を生かし、皆さんと行政が協力、役割分担して行う事業（協働事業）を提案、実施する制度です。

2. 支援の種類・補助金上限額

① 協働事業スタート（入門）支援

補助金上限額：5万円 協働の取り組みを軌道に乗せる支援

（町民ボランティア団体等登録制度の登録や中間報告会が不要です。）

② 協働事業ステップアップ（発展）支援

補助金上限額：50万円 協働の取り組みを持続的に発展させる支援

（①・②ともに実施期間は単年度ですが、町の審査を経ることで2年度を限度に継続できます。）

○提案・実施された事業例

青色回転灯装着車両による 防犯安全パトロール事業	犯罪や事故等の未然防止、防犯意識、交通安全意識の向上や、地域の安全・安心を図るため、青色回転灯を装着した車両でパトロールを実施した。
川とのふれあい公園花壇等 の整備および維持管理	川とのふれあい公園にある花壇で野草等を堆肥化するための区画を設置し、堆肥化したものを花壇の肥料として利用した。スイセンを植え、町の花のPR等を行った。掲示板を設置し、公園利用者へ花や生き物の情報提供を行った。

3. 提案できる方（団体）

協働事業を提案することができるものは、次の要件を満たす団体とします。

- （1）みんなの協働事業提案制度（平成27～29年度実施のモデル事業を含む）の実施団体でないこと
- （2）町民ボランティア団体等登録制度による登録をしていること（町内に活動拠点を有し、原則無償で社会に貢献する活動を行う団体であること）（協働事業スタート（入門）支援は登録不要です。）
- （3）運営に関する会則等があり、適正な会計処理が行われていること
- （4）政治活動、宗教活動若しくは営利目的の活動を行わないもの
- （5）暴力団若しくはその構成員の統制下でないもの

（スタート（入門）支援で事業を実施した団体は、ステップアップ（発展）支援に提案できます。）

4. 対象となる事業

本制度の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業とします。

- (1) 町内で実施される公益的なものであり、地域の身近な課題の解決を目指す事業であること。
- (2) 具体的な効果、成果が期待できる事業であること。
- (3) 町民や町民活動団体等と町の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業であること
- (4) 予算の見積りや実施計画等が適正な事業であること
- (5) 他の補助金等の対象でない事業であること。

(公序良俗に反するもの、営利を目的とするもの、宗教活動や政治活動を助長するおそれのあるもの、その他協働事業とすることが適切でないと認められるものは提案できません。)

5. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、採択された協働事業の実施に直接要する経費ですが、次の経費は対象外となります。

補助対象外となる経費 提案団体の会員に対する賃金、報酬、謝礼、記念品等又は食糧費（事業実施に必要と認められる飲料代は除く）、直接事業に必要な備品購入費、その他町長が事業に直接必要ないと認める経費

6. 応募期間・方法

協働文化推進課まで、ご相談ください。応募は、事前相談受付期間（平成31年4月8日(月)～5月10日(金)）に相談をしていることが条件となります。事前相談の後、応募期間（6月3日(月)～28日(金)）に、必要書類（※）を協働文化推進課へ提出していただきます。

※ 協働事業企画提案書、実施スケジュール、収支予算書、団体の会則等、会員名簿、会計書類

7. 提案制度の流れ（予定）

2019年度	① 事前相談受付期間 2019年4月	事前相談を受け付けます。提案者、協働文化推進課、関係課等で、協議や調整をします。 (提案するための必須事項です。)
	② 提案募集期間 2019年6月	企画提案書、スケジュール、収支予算書、会則、名簿、会計書類等を町に提出し、事業協力課を決めます。また、寒川町町民ボランティア団体等登録制度に登録します。(スタート(入門)支援は登録不要)
	③ 提案者プレゼンテーション 2019年7月	提案者が協働事業選考委員会で提案事業のプレゼンテーションをし、選考委員会の選考結果(採択・不採択)を、町が提案施に通知します。
	④ 補助金交付申請・交付決定 2020年3月下旬	補助金の交付申請を提案者が町にし、町が交付決定をします。
2020年度	⑤ 協働事業の実施 2020年4月 ～2021年3月	提案者が協働事業を町と協働で実施します。上半期終了後(11月頃)に中間報告会があります。(スタート(入門)支援は中間報告不要)
2021年度	⑥ 実績報告・事業評価 2021年4月	事業終了後、事業協力課と実績報告、事業評価を作成し、町に提出し、実績報告会で報告します。また、町はその評価内容を公表します。

この制度に関する手続きや、詳しい内容に関しては下記までお問い合わせ下さい。

寒川町 町民部 協働文化推進課

TEL 0467-74-1111 内線271 / FAX 0467-74-9141

E-mail kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp